

# 入出金サービス取扱規約（仲介用）

## 目次

第 1 章 総則	1
第 1 条（目的）	1
第 2 条（金銭の授受）	1
第 3 条（入金方法）	1
第 4 条（出金方法）	1
第 2 章 リアルタイム入出金利用契約	1
第 5 条（リアルタイム口座振替サービスのご利用申込み）	1
第 6 条（リアルタイム口座振替受付契約のご利用可能時間）	2
第 3 章 リアルタイム入金手続き	2
第 7 条（リアルタイム入金による入金請求指示）	2
第 8 条（振替請求手数料等）	3
第 9 条（リアルタイム入金の入金処理時間）	3
第 4 章 リアルタイム出金手続き	3
第 10 条（出金先金融機関口座の指定）	3
第 11 条（リアルタイム口座振替による出金請求指示）	3
第 12 条（出金時の振替請求手数料等）	3
第 13 条（出金請求の受付可能時間）	4
第 5 章 雑則	4
第 15 条（免責）	4
第 16 条（サービスの終了）	5
第 17 条（合意管轄）	5
第 18 条（この規約の変更）	5
附 則	5

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (目的)

1. この規約は、証券総合取引約款第 1 条第 2 項に基づき、お客様と CHEER 証券株式会社 (以下、「当社」といいます。) との間で行う入出金手続きの取扱いを明確にすることを目的といたします。
2. この規約に定めのない事項については、法令等および証券総合取引約款集その他の当社とのお取引ルール等によるものとし、また、お客様が利用する金融機関が定めるお取引ルール等も適用されます。

### 第 2 条 (金銭の授受)

1. お客様と当社との金銭の授受は、金融機関に対する預金口座への振替請求の方法により取扱うことといたします。当社は、いかなる場合においても、対面による方法などにより直接お客様と金銭の授受を行うことはいたしません。
2. お客様との金銭の授受は日本円で取り扱うこととし、海外の金融機関の本支店との送受金は受付いたしません。

### 第 3 条 (入金方法)

お客様が当社の証券総合取引の口座 (以下、「お取引口座」といいます。) へ金銭をご入金いただく場合は、以下の方法により行っていただきます。

当社が提供するスマートフォンアプリまたは WEB (以下、「CHEER 証券アプリ等」といいます。) より、お客様からご指示いただいた金額を預金口座振替請求の方法により金融機関へ連携し、お客様の預金口座からリアルタイムにご入金いただく方法 (以下、「リアルタイム入金」といいます。) とします。

(注) ご利用いただくためには、当社が契約する金融機関と同一の金融機関にお客様の普通預金口座が開設されており、あらかじめ同金融機関へリアルタイム口座振替サービス契約 (双方向 (入出金共に) 利用する契約) をご利用する旨をお申込みいただきます。

### 第 4 条 (出金方法)

お客様からご出金指示をいただく場合には、当社が提供する CHEER 証券アプリ等からご指示いただいた金額を預金口座振替請求の方法により金融機関へ連携し、リアルタイムにお客様の預金口座へご出金いたします。

## 第 2 章 リアルタイム入出金利用契約

### 第 5 条 (リアルタイム口座振替サービスのご利用申込み)

1. お客様はあらかじめ「リアルタイム口座振替受付サービス契約 (以下、「リアルタイム口座振替受付契約」といいます。)」を当社が利用契約する以下の金融機関へお申込みいただきます。

ご利用できる金融機関 : 西日本シティ銀行

※ご利用いただくためには、同金融機関にお客様の普通預金 (総合口座、決済用普通預金口座を含む) のキャッシュカードをお持ちになっていることが条件となります。

2. リアルタイム口座振替受付契約のお申込みは、CHEER 証券アプリ等の固定メニュー【入金】または【店頭買付取引画面】から行っていただきます。

【CHEER 証券アプリ等の手順】

ホーム > 入金 > 入金 > リアルタイム入金 > [リアルタイム入金契約を行う](#)

3. リアルタイム口座振替受付契約は、CHEER 証券アプリ等から金融機関サイトへ遷移し当該金融機関による本人認証等の確認を受けていただきます。金融機関サイトでは当該金融機関の指示に従い手続きを行ってください。

4. 金融機関サイトでのリアルタイム預金口座振替受付契約の申込みが完了しますと、当社は、当該金融機関よりお客様のご利用を承諾したことの連携を受け、CHEER 証券アプリ等に遷移しリアルタイム入出金利用のお申込みが完了します。

5. お客様は、リアルタイム口座振替受付契約のお申込み完了後、直ちにリアルタイム入出金のご利用を開始することが出来ます。

#### 第 6 条（リアルタイム口座振替受付契約のご利用可能時間）

1. リアルタイム口座振替受付契約のお申込みは、原則 24 時間 365 日受付けています。

2. 上記 1. に関わらず、リアルタイム口座振替契約は、金融機関および当社のシステムメンテナンスにより一時的に受付を停止する時間がございます。

対象システム	システムメンテナンス等に伴う停止時間
金融機関等	毎月第 1、第 3 月曜日 2:00~6:00、 日曜日が祝日の翌日（振替休日）の 0:00~6:00 1 月、4 月、7 月、10 月の最終火曜日 1:00~6:00
当 社	毎月第 3 土曜日 11:00~19:00

### 第 3 章 リアルタイム入金手続き

#### 第 7 条（リアルタイム入金による入金請求指示）

1. リアルタイム入金は、以下の方法により入金のご請求指示を行っていただきます。

(1) 固定メニュー【入金】からご入金の振替請求指示を行う方法

(2) 取引画面からご入金の振替請求指示を行う方法

取引商品の種類	取引の種類
日本株	店頭取引による買付の場合
外国株	

2. ご入金請求指示の金額は、「500 円以上 100 円単位」でご指示いただきます。

3. ご入金請求指示の 1 回の最大金額は、100,000,000 円までご指示いただけます。

4. リアルタイム入金によるご請求指示の結果について、ご指示の都度お客様のご登録メールアドレスへご通知いたします。

●振替請求が正常に終了した場合：「リアルタイム入金完了のお知らせ」を通知します。

●振替請求が正常終了できなかった場合：「リアルタイム入金エラーのお知らせ」を通知します。

- ①リアルタイム入金 of 請求指示によりお客様の預金口座から口座振替が正常に終了したとき
- ②リアルタイム入金 of 請求指示を行ったが、お客様の預金口座から正常に口座振替が終了しなかったとき
- ③リアルタイム入金 of 請求指示を行ったが、お客様と当該金融機関とのリアルタイム口座振替契約が存在しなかったことにより、お客様の預金口座から口座振替処理が出来なかったとき

5. 当社は、前記 4. ③の場合、リアルタイム入金サービスの申込みを抹消いたします。

#### 第 8 条（振替請求手数料等）

リアルタイム入金にかかる振替請求手数料等は、原則無料といたします。

#### 第 9 条（リアルタイム入金 of 入金処理時間）

- 1. リアルタイム入金は、原則、24 時間 365 日受け付けいたします。
- 2. 上記 1 に関わらず、リアルタイム入金は、金融機関および当社のシステムメンテナンスにより一時的に受付を停止する時間がございます。

対象システム	システムメンテナンスに伴う停止時間
金融機関等	日曜日が祝日の翌日（振替休日）の 0:00～6:00
当 社	毎月第 3 土曜日 11:00～19:00

- 3. 当社は前項の場合のほか、リアルタイム入金 of 受け付けを停止させていただく場合があります。その場合には、事前にお客様へご連絡いたします。

## 第 4 章 リアルタイム出金手続き

#### 第 10 条（出金先金融機関口座 of 指定）

予めご利用 of 申込みをいただいているリアルタイム口座振替受付契約にもとづき、お客様が金融機関に届出られた預金口座に限定し口座振替請求の方法により出金指示を行っていただきます。

#### 第 11 条（リアルタイム口座振替による出金請求指示）

- 1. リアルタイム出金請求は、CHEER 証券アプリ等に表示される「出金可能額」の範囲内でお金額をご指定いただきます。
- 2. 当社は、お客様から出金請求を受け付ける場合、取引暗証番号をご入力いただき当該番号の一致を確認のうえご請求指示を受け付けるものとします。
- 3. ご出金請求指示 of 金額は、最低 1 円から出金可能額の範囲内でお受け付けます。
- 4. ご出金請求指示 of 1 回 of 請求金額は、出金可能額の範囲で最大 100,000,000 円までご指示いただけます。

#### 第 12 条（出金時 of 振替請求手数料等）

- 1. 当社は、出金時 of 振替請求手数料等を月初め 1 日からカウントし月間 5 回まで無料といたします。
- 2. 月間のご出金請求指示が月初め 1 日からカウントし 6 回目からは 1 回につき 22 円（消費税含）

む)の振替請求手数料等をご負担いただきます。

例) 100,000 円の出金請求のご指示をいただいた場合

お客様の預金口座へは『99,978 円 (100,000 円 - 22 円)』をご入金します。出金請求額のご指定にはご注意ください。

3. 前 2 項の出金手続きの請求指示に際しては、振替請求手数料等を上回る出金可能額が表示されていることを確認のうえ、振替請求手数料等額を超える金額をご指定いただきます。ただし、お取引口座内に預り金以外の資産がない場合（ご売却によって出金可能額に反映していない場合を除きます。）でその全額のご出金を依頼された場合に限り、振替請求手数料等以下の金額の振替請求指示を受付けます。

4. 前項の出金請求金額が振替手数料等を下回る場合で、振替出金を行うことによってお預かり資産の合計残高が「0 株かつ 0 円」となる場合、振替出金額の 1/2 の金額を振替請求手数料（円未満切り捨て）等として申し受けます。

### 第 13 条（出金請求の受付可能時間）

第 9 条のリアルタイム入金の入金処理時間と同一です。

### 第 14 条（ご通知）

1. 当社は、出金振替請求の結果について、ご指示の都度ご通知いたします。正常に振替請求が完了した場合は、お客様のご登録メールアドレスへ「出金完了のお知らせ」をご通知いたします。
2. 当社は、ご請求いただいた出金請求指示について、利用銀行から受付エラーの連絡を受信した場合、当社所定の処理を行ったうえで、お客様のご登録メールアドレスへ「出金エラーのお知らせ」をご通知いたします。

## 第 5 章 雑則

### 第 15 条（免責）

1. 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合、この規約に基づく入出金サービスの提供を停止することができるものとします。
  - (1) 当社がリアルタイム口座振替受付契約を利用する金融機関が関連するサービスの受付を停止した場合
  - (2) 当社がリアルタイム口座振替受付契約を利用する金融機関等にシステム障害が生じた場合
  - (3) 端末機器、通信回線、ソフトウェア等およびこれらを通じた情報伝達システム等の障害または瑕疵、ならびに第三者による妨害、侵入または情報改竄等による、いわゆるシステム障害により取引等の提供ができなくなったまたは遅滞した場合
  - (4) その他、やむを得ない事由により当社が必要と認める場合
2. サービスの提供を停止したことにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合にはその限りではありません。

## 第 16 条（サービスの終了）

1. 当社は、いずれかの事項に該当したときに、この規約に基づく入出金サービスを終了することができるものとします。
  - (1) 当社がリアルタイム口座振替受付契約を利用する金融機関がサービスの提供を終了した場合
  - (2) 当社がリアルタイム口座振替受付契約のサービスの提供の中止を申し出た場合
  - (3) 当社がリアルタイム口座振替受付契約のサービスの提供を提供することができなくなった場合
2. 当社は、前項のサービス終了が決定された場合は、あらかじめお客様に通知することといたします。

## 第 17 条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの規約に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 第 18 条（この規約の変更）

この規約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイト等またはその他相当の方法により周知いたします。

## 附 則

この規約は、2023 年 3 月 1 日よりお客様とのお取引に適用します。

以 上